

京都府と大阪市の水利権交換を提言すべし

2008. 1. 26

佐川克弘

淀川水系流域委員会は京都府が獲得済みの水利権 $0.58\text{ m}^3/\text{s}$ （内訳は桂川 $0.28\text{ m}^3/\text{s}$ 、木津川 $0.3\text{ m}^3/\text{s}$ ）と、大阪市が琵琶湖開発において獲得済みの水利権 $7.485\text{ m}^3/\text{s}$ の内 $0.58\text{ m}^3/\text{s}$ との交換を提言すべきです。

理由は下記の通りです。

- 1) 京都府営水道は乙訓と木津において大量な水余り状態にあり、未利用の水利権 $0.58\text{ m}^3/\text{s}$ を将来も利用するアテが全くないこと。※1
- 2) 他方宇治川では確保済み水利権は $0.3\text{ m}^3/\text{s}$ だけで、残りは天ヶ瀬再開発に参画することを前提に不安定暫定水利権 $0.6\text{ m}^3/\text{s}$ で凌いでいること。
- 3) 交換することによって京都府は、未利用の水利権を活性化して宇治川で $0.58\text{ m}^3/\text{s}$ 取水できるようになること。それに伴い天ヶ瀬再開発から撤退でき、新たな負担を免れられること。
- 4) 交換した大阪市にとっては水源が変わるだけで、従来どおり淀川下流で取水できること。
- 5) 河川管理者にとっては天ヶ瀬再開発において京都府に費用の一部を分担してもらえなくなるデメリットがあるが、他方で治水容量を増やせるメリットもあること。※2

※1 京都府は自らの失政（過大な水需要予測など）のため水余りとなっているため、なりふりかまわず市町に水を押し売りしています。添付した「一年間に14億円ポロ儲けした京都府営水道」と「京都府営水道の給水能力・基本水量比較表」を参照してください。

※2 水利権交換（変更）に関する河川管理者の見解は別紙の通りです。この別紙は2004年9月23日付け意見書No. 497の添付資料ですが、ご覧になっていない委員や、失念してしまった委員もおられると思うので念のため添付します。

なおこの交換では大阪市は手数はかかるものの、メリットは全くない立場にありますが、その解決方法は両者の話し合いに委ねればよいのではないのでしょうか。

一年間に14億円ボロ儲けした京都府営水道

2008. 1. 17

佐川克弘

市町に水道水を卸売している京都府営水道は、H16年度において一年間に14億円もボロ儲けしていた。京都府は市町との間で、一日当たりの供給量（市町から見れば受水量）を“協定”（事実上は押し付け）している。これを基本水量と呼び、市町が引き取ろうが引き取るまいが料金を徴収している。なお実際に引き取った水量に対しては、別途従量料金が加算される。

ところで市町の水道水の供給量は毎日毎日変動する。一年365日において、給水量が最も多い日の給水量を「一日最大給水量」と呼び、一般に毎年7月ころの猛暑の日に記録することが多いが、大晦日に記録することもある。他方1年間の給水量合計を365で除した答えが「一日平均給水量」だ。

水道事業者は一日最大給水量をクリアさせることを前提として給水計画を策定する。需要のピークのときでも断水させないためには当然である。

ここで負荷率（水道用語）も解説しておこう。負荷率の求め方は次の通りで、京都府市町の実績値は85～86%となっている。

$$\text{一日平均給水量 (m}^3\text{)} \div \text{一日最大給水量 (m}^3\text{)} \times 100\%$$

さて下表に試算した市町別「基本水量の理論値」と「現状の基本水量」との差を求め、それぞれの単価を乗じた金額を「京都府のボロ儲け金額」として示した。算定結果は一日当たり3,938,877円、一年間では凡そ14億3千8百万円のボロ儲けとなる。このお金は市（町）民が支払う水道料金に含まれるか、水道会計の赤字を補填するために繰り出される一般財政（といっても市（町）民の支払う税金）で賄われることになる。

このまま不条理な「基本水量」を、京都府民は許すのだろうか。

市町名	①受水量	②(①÷0.85)	③基本水量	④(③-②)	⑤単価	⑥(④×⑤)
宇治市	42,204	49,652	62,800	13,148	43	565,364
城陽市	5,778	6,798	14,100	7,302	43	313,986
八幡市	12,445	14,641	19,900	5,259	43	226,137
久御山町	5,409	6,364	11,200	4,836	43	207,948
京田辺市	6,878	8,092	12,500	4,408	86	379,088
木津市	8,657	10,185	15,000	4,815	86	414,090
精華町	5,165	6,076	8,500	2,424	86	208,464
向日市	5,690	6,694	12,700	6,006	92	552,552
長岡京市	15,967	18,785	26,000	7,215	92	663,780
大山崎町	2,440	2,871	7,300	4,429	92	407,468
合計	110,633	130,158	190,000	59,842		3,938,877

※ 3,938,877×365=1,437,690,105円

京都府営水道の給水能力・基本水量比較表

単位：m³/日

		宇治系	木津系	乙訓系	合計
① 水 源	確保済み	24,000	72,000	68,800	164,800
	暫定	48,000			48,000
	合計	72,000	72,000	68,800	212,800
②整備済み浄水場		96,000	48,000	46,000	190,000
③実質給水能力		72,000	48,000	46,000	166,000
④基本水量		108,000	36,000	46,000	190,000
⑤(③-④)		-36,000	12,000	0	-24,000
⑥未利用水源		0	24,000	22,800	46,800
⑦H16最大実績		82,410	26,477	33,790	142,677
⑧H16平均実績		65,836	20,700	24,097	110,633
⑨(④-⑦)		25,590	9,523	12,210	47,323
⑩(④-⑧)		42,164	15,300	21,903	79,367

注(1) 水源は0.1m³/sを浄水8,000m³/日として換算した。

(2) ⑦は各市町の実績を単純合計した。

【資料3】近畿地方整備局の私見に対する回答

佐川克弘様からの2004. 8. 30付け質問はがきへの回答

8月30日付けのご質問についてお答えいたします。

・水利権変更が可能かとのご質問だと思います。

新たに取水しようとする地点に必要な河川流量があり、他の水利用や河川環境に支障が無ければ水利権の変更は可能です。具体的には、減量の水利使用許可と増量の水利使用許可を同時に行うことになります。但し、下流の地点（淀川では枚方）で開発された水量を上流の地点（例えば宇治等）で取水する場合、残流域流量（宇治から枚方の間で流入する流量）の利用可能水量が減るため下流で1 m³/sの減量をして上流では1 m³/sを下回る量しか利用出来ない場合も出てきます。

一方、ダム等の水源施設によって開発された水利権変更の場合は、河川管理者が行う水利使用許可とは別に、水源施設の財産権または使用権の変更を行う必要があります。

同一の水量の交換であっても、水源施設によって各利水者が投資した金額や残存資産価値、必要な管理費用が異なるので、当事者間での費用面の同意や、その水源施設に参加している他のユーザーの同意が必要になります。

天ヶ瀬ダム再開発に関する京都府営水道の参加についてのご意見ですので、付け加えますと、天ヶ瀬ダム再開発の利水は、現在天ヶ瀬ダムに参加してダムの容量を共同使用している京都府と関西電力で、治水の事業計画変更に合わせて、利用する容量配分と費用負担を変更して必要なダム容量を確保して水源を確保しようとするもので、佐川様が言われている水利権変更と構図的には同様の状況です。関西電力の容量を取得するか、大阪市の容量を取得するかの違いです。

・もう一つの質問、日吉ダム水利の木津川許可の判断については次のとおりです。

日吉ダム開発のうち、京都府営水道の参加水量は、桂川（嵐山地点）0. 86 m³/s、淀川（枚方地点）0. 3 m³/sです。この内、枚方地点開発分を木津川で許可した判断は、山城水道取水地点で0. 3 m³/sを取水出来る木津川の通過流量があり、下流で0. 3 m³/s減水しても木津川の正常流量に支障が生じないこと、また、淀川では、日吉ダムで京都府分として枚方地点開発した水量で補填できるからです。